第　1　問

次の文章は，日本の代表的な憲法学者であった宮沢俊義が「憲法改正と家族制度」と題して1954年に書いたものである。そこで述べられている「家」をめぐっての考え方の対立は，何に由来すると筆者は考えていますか。また，あなたの見るところ，この対立は，今日の日本社会においてどのような状況にあると思いますか。具体的な例を挙げながら論じなさい。（解答は1200字以内とし，句読点も1字として数える。）

憲法改正といえば，第九条（戦争放棄および軍備廃止の規定）が議論の中心だったが，近来憲法改正問題がだんだん現実性をおびてくるとともに，憲法のそれ以外の条項の改正も話題に上るようになった。そういう条項のひとつに第二十四条がある。

この規定は，人も知るように「婚姻は，両性の合意のみに基いて成立」すること と，家族生活に関する法律は「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して，制定されなければならない」ことを定めており，憲法草案が審議された帝国議会でいちばんやかましく議論された規定のひとつである。

第二十四条が当時の民法の定める「家」を容認するものかどうかは，つよく争われた。たしか政府は，はじめは「この条項は戸主に特別に優越な法律的地位を与えることを禁ずるが，そういう制限の範囲内ならば，家や戸主をみとめることは，かならずしもその容認しないところではない」と説明したが，個人の尊厳と両性の本質的平等とに忠実であるかぎり，家や戸主をみとめることができるはずはない。そこで憲法施行とともに民法が改正されて，従来の「家」や「戸主」は廃止された。

明治憲法時代の日本人はすべて「家」に所属していた。人の氏は彼の属する「家」の称であり，その名は個人の称であった。加藤一郎は，加藤という「家」に属する一郎という個人を意味していた。ところが，日本国憲法にもとづく民法の改正によって「家」はなくなったから，氏はもはや「家」の称ではなくなった。

ここで，家族生活は封建的な家族制度の色彩を捨てて，正しい意味の個人主義に立脚することになった。これは，まさしく日本国憲法の基礎である民主主義が要請

するところであったといえるが，この改革にはつよい抵抗があった。個人主義とは，自分のことばかり考えて人のことを考えないことだとか，子供が親の世話をしないことだとか，若い夫婦が老人をすっぽかして勝手に生活をエンジョイすることだとかいう誤解がひろく行われた。いわゆる「アプレゲール」的な道徳の低下はすべてこの改革の結果だとも主張された。そして，占領時代がおわり，その時代になされた各種の改革に反省が加えられるとともに，憲法第二十四条に対しても，再検討が唱えられるようになった。「家」へのノスタルジアがしだいに強くなった。

自由党の憲法調査会あたりで特に第二十四条改正論が有力だと伝えられる。その内容はよく知らないが，有力な政党の調査機関でそういう説が有力だということは，きわめて重大な問題である。

改めていうまでもなく，民主主義の根底は個人主義にある。憲法のいう「個人の尊厳と両性の本質的平等」とはすなわちこれにほかならない。この原理が崩れるとき，民主主義は論理必然的に崩れる。

その意味では，第二十四条の改正は，第九条の改正よりも，もっと重大な結果をもたらす。厳密に理論的にいうかぎり，第九条が改正されて，たとえば自衛軍の設置が許されることになったとしても(むろんそれが望ましいというわけではない)，それによって民主主義がただちに否定されるわけではないが，「個人の尊厳と両性の本質的平等」の否定は，民主主義の原理そのものの否定以外の何ものでもないからである。

(宮沢俊義『神々の復活』より。)

◇M10(197—287)

第　2　問

次の文章を読み，筆者の提起する問題を簡潔にまとめた上で，社会における危険に対する許容度あるいは安全に対する期待度に関する調整のあり方について，あなたの考えを述べなさい。(解答は 1200 字以内とし，句読点も 1 字として数える。)

安全を考える際に，個人と社会，あるいは個と全体の間には，場合によっては深刻な軋轢や摩擦，矛盾が生じる可能性のあることは，すでに指摘した。例えば，今私たちが直面している問題で言えば，幼児に対する感染症のワクチンの集団接種が，その典型と言えるだろう。もちろん感染症のワクチンの接種は，接種を受ける個人の安全にとって大きな利益である。しかし，そのことと同時に，社会全体の安全にとっても，決定的に重要である。そして，稀にワクチンの接種によって，個人やその家族の安全が侵害される可能性を否定できない。ワクチンの集団接種は，本来個人の健康上の安全を図るものであると同時に，社会全体の衛生上の安全を目指すものである。

完全な全体主義社会であれば，問題は生じない。全体の安全のためには，個人に起こり得る危険や安全の侵害は，「コスト」の一つでしかないからである。もちろん言うまでもないが，「全体」とて，それを構成する「個」があって初めて成り立つ。したがって，「コスト」が厖大に膨れ上がって，つまり事故によって健康上の安全を失う人々が続出するような事態になれば，そのこと自体が「全体」の安全を脅かすことになる以上，別の考慮を働かせなければならなくなる。実際，どこの国でも，いつの時代でも，軍隊という「全体主義社会」では，構成員の健康には非常に神経質であるが，それは決して「人道上」の理由からではなく，構成員の健康上の安全が，「全体」の衛生上の安全にとって決定的であるからに過ぎない。いずれにしても，したがって，完全な全体主義社会であっても，個人の受ける危険の度合いが高くなることは避けようとするだろう。

一方，個人の健康上の安全への配慮だけに焦点を絞れば，ワクチンの接種を受けることによって，自分が感染症に罹患する危険から免れる利益と，それによって万一起こり得る事故の危険との間の比較衡量ということになろう。当然この場合に

は，その危険の可能性の度合いは，ゼロであることが最も望ましく，仮にある度合いが示せたとしても，それは，全体主義社会が，その構成員に起こり得る危険として許すような度合いとは，比べられないほど低く設定されることになるはずである。

このように考えて見ると，この世に「完全な安全」が求められないとすれば，私たちは，どこかで安全と危険との間の平衡点を探さざるを得ないのであり，そうした「コスト・パフォーマンス」を考える上で，危険の起こり得る状況をどの程度まで許容するか，その許容度を設定するのである。

すでに上の記述でも明らかなように，そうした許容度の範囲は，同じ問題を扱うにも，どこに焦点を据えるかによって，極端に変わってくることがある。基本的には，利益最大で不利益最小という解が理想的なものとなるはずだが，しかし，言うまでもなく，この原則が，常に適用可能とは限らない。というか，むしろ適用可能な場合はほとんどないというのが実際のところである。しかも，上のような例で言えば，個人にとっての解と，全体にとっての解とは，明らかに異なる。そうだとすれば，完全に個人主義的立場に立ったときの解と，完全に全体主義的な立場に立ったときの解との間での調整が，不可欠になるが，そうした調整は，どのような原則に基づくべきなのだろうか。いや，そもそも，そのような調整が可能なのだろうか。

（中　略）

個人の場合でもそうであるが，公共の場合に，対費用効果の一つの要素として，補償という概念がある。個人においては，生命保険や火災保険などがそれに当たるが，公共の場合には，対費用効果を考えたときに，安全を補償する災害や危険の許容度を設定した上で，その許容度を超える災害に対しては，対策を事実上放棄する。その代わり，そうした災害が起こってしまって安全が失われ，実際に被害が起こったときには，その被害を金銭によって補償しようとする。この際，頻度計算が行われ，許容度を超える災害の可能性と支払うべき補償費とが，対費用効果に照らして合理的であるかどうか，という判断が行われることになる。

歯に衣着せずに言えば，極めて稀な頻度でしか起こらないような種類の災害にまで，公共が高額の費用をかけて対策を講じるよりは，そうした災害が万一起こってしまったときに補償費を払って解決する方が安上がりである，ということでもあ

る。公共の財源に限りがある以上は，また公平の原則から，ある事業だけに無際限に資金を投入できない以上は，公共の安全に対する考え方が，このような形になるのはやむを得ない側面をもっている。

（中　略）

しかし，被害を受け，あるいは場合によっては生命さえ失う場合に，その当事者にとっては，こうした許容度の設定と，それに基づく対費用効果の算定，そこから結果として生じる，ある程度以上の災害に対しては事実上対策が放棄され，金銭的補償だけが担保されることに対して，割り切れない思いをさせられるだろう。ここにも，個人と全体との間に生じる安全を巡る齟齬の一つが見られる。

そしてこのような状況は，差し当たっての一つの結論を導くように思われる。

すでに繰り返し述べてきたように，安全に対する期待度，あるいは安全が脅かされることに関する許容度は，個人と社会によって大きな差が生じる。ここでは「社会」は，とりあえずは「公共」とか「国家」などという概念に代表させて述べてはきたが，実際には「個人」の上位概念としての「社会」は，はるかに多元的で多様な様相を呈する。したがって，上に考えたような期待度や許容度の齟齬やギャップは，幾層にも亙って，数限りなく存在すると言わなければならない。

当然，現実には，このような多重的な期待度，許容度どうしの間の齟齬は，何らかの調整によって，妥協が図られることになる。しかし，考えて見ると，そのような妥協は，あるいは妥協を目指すための調整は，相互に比較のできない価値，あるいは次元の異なる考慮のぶつかり合いに由来する齟齬を対象としている以上，それらを比較，衡量するための共通の枠組みを造ることが困難である，あるいは敢えて言えば不可能である，と言わなければならないような作業である。

そのためには，一つの基礎的な歯止めとして，すでに提案した，「安全」を求めることを個人の権利として認める，という考え方が浮び上がる。そして，ちょうど現在の日本国の憲法で定めているように，そうした個人に固有の権利が，何らかの形で制限されたり，侵害されることが許されるのは，公共の福祉との兼ね合いであり，かつ法律的手続きを通じてである，という精神が，ここでいう権利にも及ぶものである，という確認が必要になるのではないか，と私は，暫定的にではあるが，ここに書いておきたい。

（村上陽一郎『安全学』より。）